

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年7月16日(2020.7.16)

【公表番号】特表2019-517582(P2019-517582A)

【公表日】令和1年6月24日(2019.6.24)

【年通号数】公開・登録公報2019-024

【出願番号】特願2019-515785(P2019-515785)

【国際特許分類】

A 6 1 K	47/64	(2017.01)
A 6 1 K	47/54	(2017.01)
A 6 1 K	31/202	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	1/04	(2006.01)
A 6 1 P	1/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	47/64
A 6 1 K	47/54
A 6 1 K	31/202
A 6 1 P	29/00
A 6 1 P	1/04
A 6 1 P	1/00

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月2日(2020.6.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

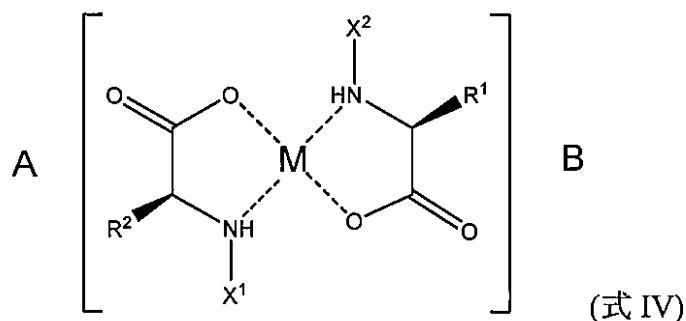
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

式 I V :

【化1】



式中、

Mは、マグネシウム(Mg²⁺)、カルシウム(Ca²⁺)、及び亜鉛(Zn²⁺)から選択される二価金属であり、

A及びBはそれぞれRVE1であり、

R¹及びR²は、それぞれ独立して、-(CH₂)₃-Y¹及び-(CH₂)₄-Y²から選択され、ここで、Y¹及びY²はそれぞれ、正に荷電した第一級アミン、正に荷電した第二級アミン、正に荷電した第三級アミン、及び正に荷電したグアニジンから選択さ

れる塩基性官能基であり、

X¹ 及び X² は、それぞれ独立して H 又は C O - Z であり、Z は、1 ~ 5 アミノ酸を含むペプチドである、

の化合物。

【請求項 2】

M が M g²⁺ である、請求項 1 に記載の化合物。

【請求項 3】

R¹ 及び R² がそれぞれ - (C H₂)₄ - Y² であり、Y² は - N H₃⁺ である、請求項 1 又は 2 に記載の化合物。

【請求項 4】

X¹ 及び X² がそれぞれ H である、請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の化合物。

【請求項 5】

M が M g²⁺ であり、R¹ 及び R² がそれぞれ - (C H₂)₄ - N H₃⁺ であり、X¹ 及び X² がそれぞれ H である (ビス R V E 1 マグネシウム ジ - リジネート)、請求項 1 に記載の化合物。

【請求項 6】

請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の化合物、及び担体又は賦形剤を含む、医薬組成物。

【請求項 7】

経口又は直腸剤形として配合される、請求項 6 に記載の医薬組成物。

【請求項 8】

療法に使用するための、請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の化合物又は組成物。

【請求項 9】

それを必要とする対象において炎症を処置する方法に使用するための、請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の化合物又は組成物。

【請求項 10】

炎症性腸疾患 (I B D)、潰瘍性大腸炎、クローン病、直腸炎、囊炎、囊のクローン病、好酸球性大腸炎、リンパ球性大腸炎、コラーゲン性大腸炎、空置性大腸炎、化学性大腸炎、虚血性大腸炎、及び過敏性腸症候群から選択される炎症性腸疾患 (I B D) 関連疾患又は障害を処置する方法に使用するための、請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の化合物又は組成物。

【請求項 11】

I B D 関連疾患又は障害が、過敏性腸症候群である、請求項 10 に記載の化合物又は組成物。

【請求項 12】

I B D 関連疾患又は傷害が、潰瘍性大腸炎、クローン病、又は囊炎である、請求項 10 に記載の化合物又は組成物。